

インボイス制度の導入に向けた留意事項について

インボイス制度とは

令和5年10月1日
開始

- 適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは、複数税率に対応したものととして開始される、消費税の**仕入税額控除の方式**。
 - 買い手が仕入税額控除の適用を受けるためには一定の事項を記載した帳簿のほか、売手から交付を受けた「インボイス」等の保存が必要。
 - 「インボイス」を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた課税事業者である**「インボイス発行事業者」のみ**
- ※ インボイス発行事業者の登録は事業者の**「任意」**

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
1.0%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

インボイスのイメージ

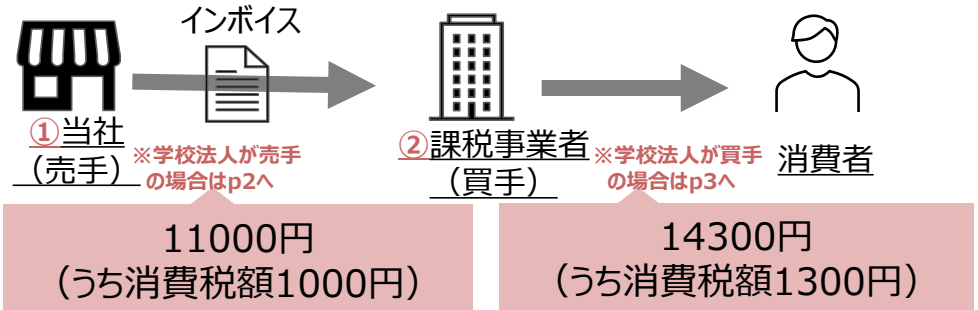
仕入税額控除とは

売上げの消費税額 - 仕入れや経費の消費税額 = 納付する消費税額

仕入税額の控除

※ インボイスがなければ仕入税額控除できない

取引の流れ



買手の納付税額について

【インボイスあり】	【インボイスなし】
売上税額 : 1300円	売上税額 : 1300円
- 仕入税額 : 1000円	- 仕入税額 : 0円
= 納付税額 : 300円	= 納付税額 : 1300円

納付税額が大きい

インボイス制度の導入に向けた留意事項について

① 売手としての学校法人はインボイス発行事業者の登録を受ける必要があるか？

ポイント

基準期間及び特定期間の課税売上高が
1,000万円を超えない場合、消費税の免税事業者となる。

- 基本的に、**売上先**が、
 - ✓ 消費者又は免税事業者である場合
 - ✓ 簡易課税制度を適用している事業者の場合インボイスを交付しなくても売上先に影響はない。
- 学校法人の売上先が学生生徒等である場合、インボイスの発行が不要だが、**付随事業及び収益事業等において、売上先が課税事業者**である場合、インボイスを交付しないと売上先は仕入税額控除ができないため、**取引先とも相談する等、インボイス発行事業者として登録を受けるか要検討。**

◆ 免税事業者である学校法人がインボイス発行事業者となる場合について

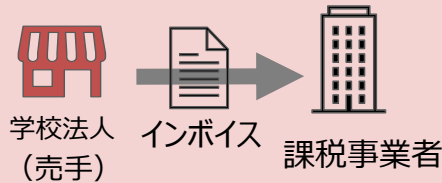
インボイス発行事業者の登録を受けるかは事業者の任意となっている。免税事業者がインボイス発行事業者となる場合には課税事業者となる必要があり、インボイス発行事業者となった後については基準期間の課税売上高に関わらず、消費税の申告・納税等が必要になる。
免税事業者である学校法人が課税事業者と取引する場合は、取引先とも相談する等、インボイス発行事業者として登録を受けるか要検討。

インボイス発行事業者の登録が必要な場合、所轄の税務署へ申請を行うこと。

※令和5年10月1日～令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けた場合、登録を受けた日から課税事業者となることが可能。

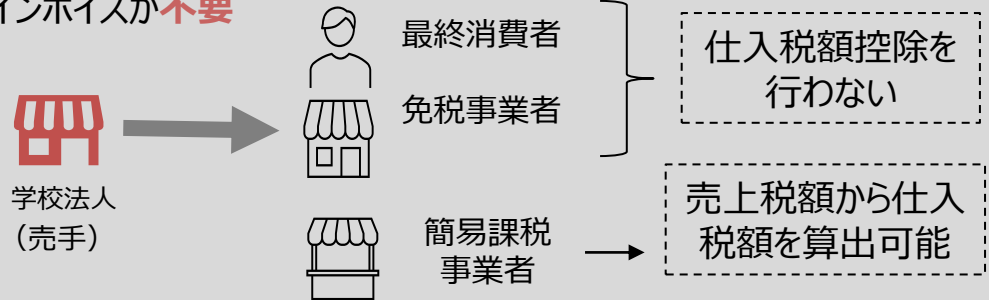
学校法人が免税事業者のままであることを選択する場合、インボイス制度の下では、免税事業者からの課税仕入れについてはインボイスの交付を受けることができないことから、課税事業者である売上先は原則仕入税額控除ができない。
ただし、**経過措置として**インボイス制度開始から一定期間はインボイスがなくても仕入税額相当額の一定割合の控除が可能。
(制度開始後3年間は80%、その後の3年間は50%控除可能。)

インボイスが必要



$$\begin{aligned} & \text{売上税額} : 1300\text{円} \\ - & \text{仕入税額} : 1000\text{円} \\ = & \text{納付税額} : 300\text{円} \end{aligned}$$

インボイスが不要

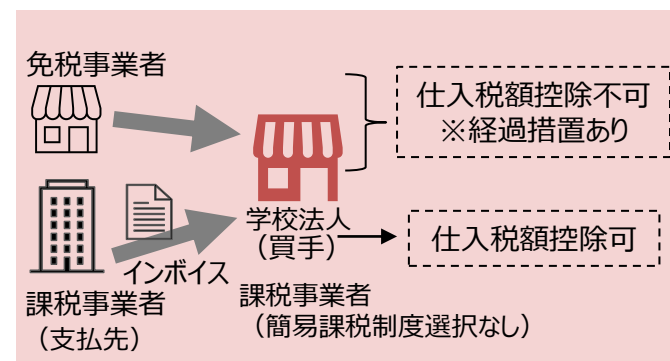


インボイス制度の導入に向けた留意事項について

②買手としての学校法人は取引先のインボイスが必要か？

当該学校法人が、

- **免税事業者の場合**、支払先から**インボイスを受け取らなくても影響はない。**
- **課税事業者の場合**、
 - ・**簡易課税を選択する場合は**、支払先から**インボイスを受け取らなくても影響はない。**
 - ・**簡易課税を選択しない場合は**、仕入税額控除には支払先の発行する**インボイスが必要。**
 ただし、**非課税事業**に要する課税仕入れは、仕入税額控除の対象外であることから、支払先から**インボイスを受け取らなくても影響はない（個別対応方式）。**これ以外であっても、**一定の場合は課税売上割合に応じて影響は限定される（一括比例配分方式・共通対応）。**



学校法人		取引先がインボイス発行事業者であることによる影響	
事業者	簡易課税制度	影響	補足
免税事業者	—	—	○ 学校法人自体が免税事業者のため、支払先からインボイスを受け取らなくても影響はない。
課税事業者	選択する（簡易課税）	なし	○ 簡易課税制度を選択した場合、売上げにかかる消費税額とみなし仕入率を用いて仕入れにかかる消費税額を計算する。 ○ 支払先からインボイスを受け取らなくても影響はない。
	選択しない（本則課税）	あり	○ 仕入税額控除には、支払先の発行するインボイスが必要。 ※ 取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者等からの仕入れについて制度開始後3年間は80%、その後の3年間は50%を仕入税額として控除可能。 ただし、学校教育や保育といった 非課税事業 については、 個別対応方式 を採用する場合には、そもそも制度移行後も仕入税額控除を受けられないため、 支払先からインボイスを受け取らなくても影響はない。 また、 一括比例配分方式 や 個別対応方式 の課税売上げと 非課税売上げに共通して要する課税仕入れ であっても、 課税売上割合が小さい場合はインボイス制度における影響は限定される。

ポイント

- **課税事業者かつ簡易課税制度を選択していない場合に影響あり。**ただし、一定の場合は影響が限定される。
- **免税事業者との取引については、「優越的地位の濫用」に該当することのないように注意。**（p4以降を参照）

参考資料

- 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A（概要） [invoice_gaiyou.pdf \(jftc.go.jp\)](https://www.jftc.go.jp/invoice_gaiyou.pdf)

（具体的な事例については、以下のURLや次ページ以降を参照）

- 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html

(参考) インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

【事例1】

- 「報酬総額11万円」で契約を行った。
- 取引完了後、インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、消費税相当額の1万円の一部又は全部を支払わないことにした。

① 契約



② 取引完了後…



③ よく見ると…

この請求書は、**インボイス番号がない**からAさんは**免税事業者**ということか…！

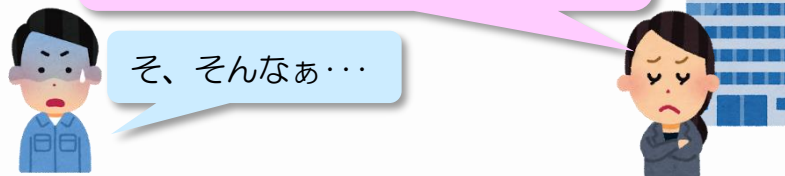
インボイス番号なし



④ 結果…

Aさん、あなた**免税事業者**なら、**消費税相当額は払えない**なあ…

そ、そんなあ…



➤**それ、下請法違反です！**

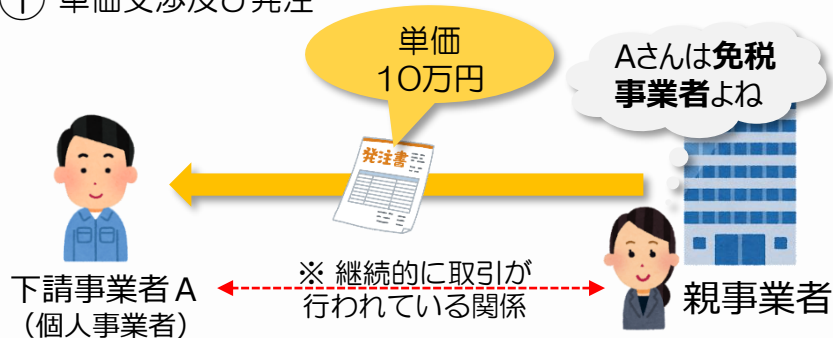


発注者（買手）が下請事業者に対して、**免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為**は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「**下請代金の減額**」として問題になります。

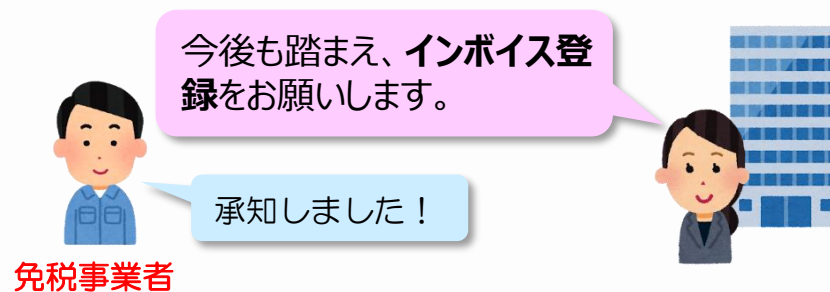
【事例2】

- 継続的に取引関係のある下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価10万円」で発注を行った。
- その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者に課税転換を求めた。結果、下請事業者が課税事業者となったにもかかわらず、その後の価格交渉に応じず、一方的に単価を据え置くこととした。

① 単価交渉及び発注



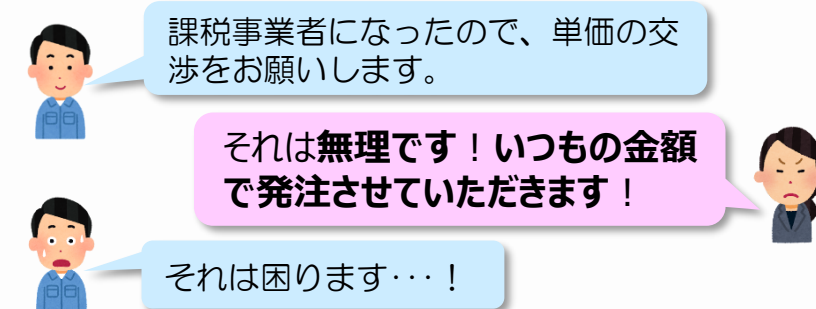
② その後…



③ 課税事業者選択…



④ 次回発注における単価交渉



➤それ、下請法違反となるおそれがあります！



下請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの交渉に応じず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為は、下請法第4条第1項第5号で禁止されている「買ったたき」として問題になるおそれがあります。

【事例3】

- 課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、課税転換を求めた。
- その際、「インボイス事業者にならなければ、消費税分はお支払いできません。承諾いただければ今後のお取引は考えさせていただきます。」という文言を用いて要請を行った。また、要請に当たっての価格交渉にも応じなかった。

① 要請文書発出

いきなり何だろう…？

取引先A (免税事業者)

取引先B (免税事業者)

通知

うちは免税事業者との取引が多いし、とりあえず、**課税事業者**になってもらおう

② 要請文書には…

通知

インボイス事業者にならなければ、消費税分はお支払いできません。承諾いただければ今後のお取引は考えさせていただきます。

③ 価格交渉（免税事業者のままのAさんの場合）

免税事業者のままでも、価格を据え置いてもらえませんか…？

免税のままなら**10%価格を引き下げます！**それがいやなら今後の取引は考えさせていただきます。

わかりました…

③' 価格交渉（課税転換するBさんの場合）

（取引を切られるのは困る…！）
課税事業者になります！

ありがとうございます。では、**今まで通りの金額**でお願いします。

課税転換するのに、価格交渉もさせてくれないんですね…

➤それ、**独占禁止法上問題**となるおそれがあります！



課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず、**課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる**、それにも**応じなければ取引を打ち切る**などと**一方的に通告**することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、**課税事業者となるに際し、価格交渉の場において明示的な協議なしに価格を据え置く場合**も同様です。